

新潟水俣病に関する最近の動きについて

I 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」について

※概要

水俣病は、未曾有の公害であり、我が国の公害の原点とされている。平成16年の関西訴訟最高裁判決において国及び熊本県の責任が認められたことに対し、政府としてその責任を認め、おわびすべきである。

救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図るため、すべての水俣病被害者の救済を実現するための抜本的な枠組みを構築し、これにより、地域における紛争を集結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現する。

1 特措法の施行経過等

H21年7月2日 与野党合意、7月8日 可決、7月15日 施行

H22年4月16日 「救済措置の方針」閣議決定

H22年5月6日 給付等の申請受付開始

2 特措法第5条及び第6条の規定に基づく「救済措置の方針」の概要

(1) 救済措置の方針の対象となる方

- ・ 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方であって、
- ・ 四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）及びこれに準ずる症状がある方 等

(2) 給付の内容

- ・ 一時金 210万円（関係事業者負担）
- ・ 療養費 医療費の自己負担分（国・県負担）
- ・ 療養手当 入院・通院による療養を受けた方に支給（国・県負担）

〔 入院：17,700円／月
通院：70歳以上 15,900円／月、70歳未満 12,900円／月 〕

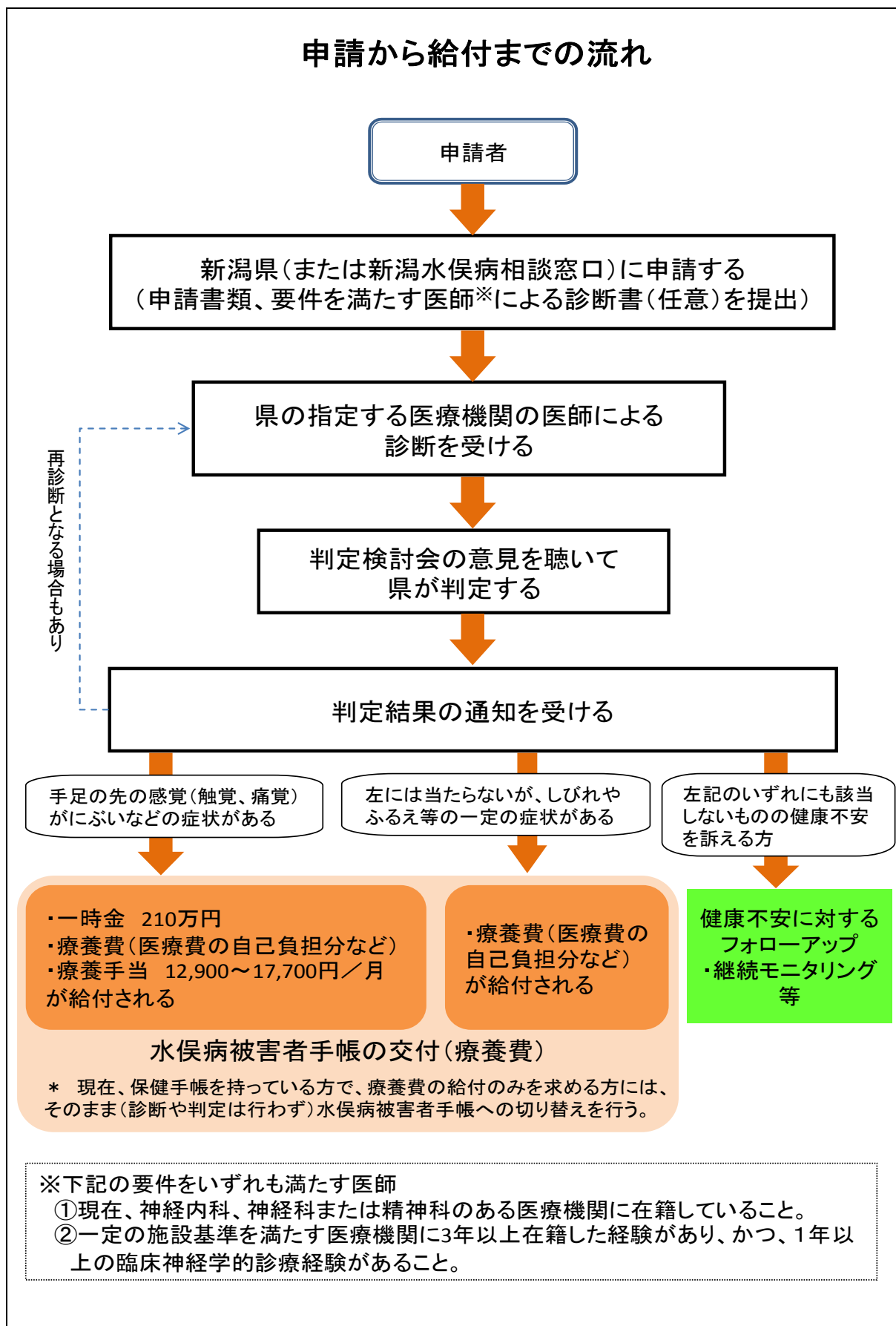
(3) 水俣病被害者手帳

一時金等の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費を支給

(4) その他

関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、すべての水俣病被害者の方々に対し、おわびの意を表す。

申請から給付までの流れ



3 救済措置の周知に関する取組

- ・ 説明会を 17 会場延べ 20 か所で開催
- ・ 相談窓口（県庁及び環境と人間のふれあい館、新潟市保健所及び各区役所、五泉市役所・阿賀野市役所・阿賀町役場及びその支所 計 21 か所）を設置
- ・ 広報媒体（チラシの配付、新聞紙面広告、県情報番組等）等を通じた各種取組を実施

4 特措法に基づく給付等の申請状況

(平成22年10月31日現在)

給付申請	手帳切替申請	合計
526人 (うち新規228人)	29人	555人

5 判定検討会の開催状況

申請者が、水俣病被害者特措法の救済措置の方針に定める給付の要件に該当するかどうかについて、知事に対し意見を述べる。

- ・ 委員構成：医師6名
- ・ 開催状況
 - 第1回：H22年7月23日 判定件数 115件
 - 第2回：H22年8月27日 " 92件
 - 第3回：H22年9月24日 " 52件
 - 第4回：H22年11月12日 " 75件(累計 334件)
- ・ 判定結果：すべての判定が終了した後公表

II ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟の和解の基本的合意について

1 経過

- H21年6月12日 提訴（現在の原告174人）被告：昭和電工、国
- H22年7月8日 和解勧告を受け、第1回和解協議
- 10月21日 第3回和解協議で和解についての基本的合意

2 基本的合意の概要

(1) 対象者の判定方法

- ・対象者の判定は、原告ら及び被告らが設置する「第三者委員会」が行う

(2) 支給内容

- ・一時金 : 210万円
 - ・療養手当 : 12,900円～17,700円/円
 - ・療養費 : 医療費の自己負担分
 - ・団体加算金 : 2億円
- } 特措法と同じ

(3) その他の施策

- ・地域振興、健康増進事業、調査研究などの充実
 - ・特措法救済措置の申請に係る受診体制、救済措置の周知などの充実
 - ・新潟水俣病被害者の福祉の充実
 - 医療手帳、水俣病被害者手帳所持者を対象とした介護保険サービス利用料の補助（全額昭和電工負担：要介護認定者5,000円/月、要支援認定者1,500円/月）
 - ・慰霊碑の設置、水俣病犠牲者慰霊式開催の実現
- ※ 昭和電工は上記の施策実施のため2億円を上限に経費を負担

(4) 責任とおわび

- ・昭和電工は、代表取締役社長が新潟において責任とおわびを表明
- ・国は、新潟においても責任とおわびを表明する方法を検討

(5) 紛争の解決

- ・全ての原告の判定が終了した時点で、和解を成立させる

III 新潟水俣病第三次訴訟について

- ・H19年4月27日提訴（現在の原告17人）
 - ・被告：昭和電工、国、新潟県
- ※ 第13回口頭弁論（H22年9月16日）